

津島市学校給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、津島市学校給食共同調理場及び単独調理校の学校給食調理業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

- ア 津島市学校給食共同調理場調理業務
- イ 津島市学校給食単独調理校調理業務

(2) 業務場所

- ア 共同調理場（2施設）
 - (ア) 津島市神守学校給食共同調理場（津島市菟原町字神守前40番地1）
 - (イ) 津島市暁学校給食共同調理場（津島市杵前町5丁目7番地1）
- イ 単独調理校（2施設）
 - (ア) 津島市立南小学校（津島市常盤町4丁目20番地）
 - (イ) 津島市立北小学校（津島市松原町37番地）

(3) 業務内容

共同調理場及び単独調理校の学校給食調理業務とする。具体的な業務内容及び施設概要等は、「津島市学校給食共同調理場調理業務委託仕様書」及び「津島市学校給食共同調理場調理業務等作業基準」、「津島市学校給食単独調理校調理業務委託仕様書」及び「津島市学校給食単独調理校調理業務等作業基準」のとおり

(4) 契約期間

令和8年7月1日から令和11年8月31日まで

3 予算額

各業務及び各年度の予算額（見積限度額）は下表のとおりとする。

（令和8年7月1日から令和8年8月31日までの間は、業務引継ぎ及び準備期間とし、委託料の支払いはないものとする。）

見積限度額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)		内訳		
		共同調理場 調理業務	単独調理校 調理業務	
総額		486,848千円	370,095千円	116,753千円
年度別 内訳	令和8年度 (令和8年9月から 令和9年3月)	89,922千円	68,246千円	21,676千円
	令和9年度	159,720千円	121,321千円	38,399千円
	令和10年度	166,636千円	126,997千円	39,639千円
	令和11年度 (令和11年4月から 8月まで)	70,570千円	53,531千円	17,039千円

4 実施形式

公募型プロポーザル

5 日程等

工程	日程
公告・公募開始（書類配布開始）	令和8年4月2日（木）
説明会・施設見学参加申請書提出期限	令和8年4月15日（水）午後4時
説明会・施設見学	令和8年4月17日（金）午後1時30分から
質問書提出期限	令和8年4月21日（火）午後4時
質問書回答	令和8年4月24日（金）
参加申請書等提出期限	令和8年4月30日（木）午後4時
参加資格要件確認・書類審査（第1次審査）	令和8年5月1日（金）～8日（金）
書類審査結果通知	令和8年5月11日（月）
業務提案書等提出期限	令和8年5月15日（金）午後4時
プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）	令和8年5月25日（月）午後1時00分から
審査結果公表・通知	令和8年5月29日（金）
契約締結	令和8年6月中旬

6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、参加申請書（様式第3号）の提出日において、以下の全ての要件を満たしていること。

- (1) 愛知県内に本社、支店、営業所等の何れかを有していること。
- (2) 津島市入札参加資格審査申請要領に基づき、入札参加資格者名簿の「業務：役務の提供等、営業種目：給食、取扱内容：学校給食（調理員派遣）」に登録があること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとする。鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。）を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることができる。

書類名	摘要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書（国税）	法人の方「その3の3」／個人の方「その3の2」
納税証明書（愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
納税証明書（津島市税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月19日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者でないこと。
- (8) これまで小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を3年以上有していること、又は厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に規定している「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理経験を3年以上有すること。
- (9) 過去3年以内(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)に学校給食において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。
- (10) 食中毒、事故等の発生時の対応として、受託事業者の責に帰すべき理由による損害賠償義務を補填するための賠償責任保険(1事故につき1人あたり1億円以上)に加入していること。
- (11) 業務の履行が困難になった場合に備えて、業務の継続性を担保できる代行保証制度等へ加入していること。又は本業務を代行できる能力が担保された体制が整備されていること。
- (12) 地方自治法(昭和22年法律第67号)、学校給食法(昭和29年法律第160号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他関係法令を遵守すること。また、学校給食衛生管理基準(文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)、その他関係要綱等を厳守した業務の遂行ができること。

7 説明会及び施設見学

- (1) 説明会
 - ア 開催日時
令和8年4月17日(金)午後1時30分から(集合 午後1時20分)
 - イ 場所
津島市神守学校給食共同調理場
- (2) 施設見学
上記説明会終了後、以下の日程で実施(時間は前後する場合あり)
 - ①神守学校給食共同調理場 説明会終了後から午後2時30分まで
 - ②北小学校 午後3時10分から3時30分
 - ③南小学校 午後4時00分から4時20分
- (3) 申請方法
「説明会及び施設見学参加申請書」(様式第1号)を令和8年4月15日(水)午後4時までに電子メールで「20 担当部局(問合せ・書類提出先)」へ提出すること。
なお、電子メールの件名は「【給食委託】説明会参加(事業者名)」とし、電子メール送信後は、担当部局に電話で受信確認をすること。
- (4) 参加者
1事業者につき2名以内

(5) 留意事項

- ア 説明会の参加は、本プロポーザル参加において必須条件とし、正当な理由なく不参加の場合は、本プロポーザルへの参加資格を有することを認めないものとする。
- イ 実施要領等の必要な資料については、各自で用意すること。
- ウ 担当部局の職員等が許可した場合の写真撮影のみ認めるものとする。
- エ 調理室等に入場する者は、直近20日以内の検便検査結果（結果表等の写しで可。赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌 0157）、清潔な白衣、帽子、マスク及び汚染区域及び非汚染区域用の2種類の靴を用意すること。

8 実施要領等に関する質疑及び回答

(1) 提出方法

「質問書」（様式第2号）を令和8年4月21日（火）午後4時までに電子メールで「20担当部局（問合せ・書類提出先）」へ提出すること。

なお、電子メールの件名は「【給食委託】質問書（事業者名）」とし、電子メール送信後は、担当部局に電話で受信確認をすること。

(2) 回答方法

全ての回答をまとめて、令和8年4月24日（金）午後4時までに市公式ホームページにて回答する（事業者名は非公表）。

(3) 留意事項

ア 「質問書」（様式第2号）は、説明会に参加した事業者のみ（正当な理由により欠席した場合を除く。）提出できるものとする。

イ 電話、FAX及び口頭等による質問、提出期限以降の質問は一切受け付けない。

9 参加申請

プロポーザルへの参加を申請する事業者は、本実施要領、仕様書の各規定等を理解した上で、次の書類を提出すること（指定の様式については、市公式ホームページよりダウンロードすることが可能）。

(1) 提出書類等

	提出書類	様式番号等	提出期限等
1	参加申請書	様式第3号	令和8年 4月30日（木） 午後4時 （必着） 各1部
2	参加資格要件確認書	様式第4号	
3	事業者概要	・様式第5号 ・沿革、組織(図)、代表者及び役員名簿、営業所等の概要が記載されたパンフレット等の資料	
4	賠償責任保険に関する書類	契約及び補償内容の確認ができる書類（保険証券及び約款の写し）	
5	業務履行継続に関する書類	業務履行が困難となった場合の代行保証制度保証内容又は代行体制が確認できる書類	
6	貸借対照表及び損益計算書	直近3事業年度分	

(2) 申請先

「20 担当部局（問合せ・書類提出先）」

(3) 申請方法

- ア 電子メール、持参又は郵送に限る。なお、電子メールの送信事故、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- イ 電子メールで提出する場合、件名は「【給食委託】参加申請（事業者名）」とし、電子メール送信後は、担当部局に電話で受信確認をすること。
- ウ 郵便で提出する場合は、引受け及び配達の実事及び日時が記録される方法による。

(4) 留意事項等

- ア 共同調理場調理業務と単独調理校調理業務のそれぞれで参加申請する場合は、1つの事業分の提出で兼ねることができるものとする。
- イ 提出期限以降は、書類の内容変更、差替え及び再提出することは認めない。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ウ 提出された書類等は、理由の如何にかかわらず返却しない。

10 受託候補者の選定

事業者の選定にあたっては、担当部局及び職員により構成する「津島市学校給食調理業務委託業者選考委員会」が、事業者から提出された事業者概要及び業務提案書等について、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査により総合的に勘案し、共同調理場及び単独調理校の調理業務ごとで最も適格であると認められる内容の提案をした者を受託候補者（優先交渉権者）として選定する。

11 書類審査（第1次審査）

参加申請時に事業者より提出された書類に基づき、共同調理場及び単独調理校の調理業務ごとに、参加資格要件が満たされているかの確認後、別表「津島市学校給食調理業務委託 評価基準」内、「1 事業者概要」について担当部局が審査を行い、評価点の合計点の高い各3者程度をプレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）の対象事業者として選定する。

なお、書類審査における評価点については、プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）での評価点に加点する。

(1) 審査結果の通知

書類審査の結果は、令和8年5月11日（月）午後4時までに、参加申請書等を提出した全ての事業者へ電子メールで通知するとともに、後日、文書を郵送する。

(2) 審査結果に対する問合せ

参加資格を有しないと判断された事業者は、通知のあった日から7日以内に書面で申し出た場合は、その理由について説明を求めることができるものとする。

12 業務提案

書類審査（第1次審査）によりプレゼンテーション及びヒアリング審査対象として選定された事業者は、次の書類を提出すること（指定の様式については、市公式ホームページよりダウンロードすることが可能）。

(1) 提出書類等

	提出書類	様式番号	提出期限等
1	業務提案書等提出書	様式第6号	

2	業務提案書 (基本方針)	様式第7号	令和8年 5月15日(金) 午後4時 (必着) 正本1部、 副本8部提出 (コピー可)
3	業務提案書 (業務実施体制)	様式第8号及び別紙	
4	業務提案書 (衛生及び危機管理)	様式第9号	
5	業務提案書 (その他の提案)	様式第10号	
6	見積書	様式第11号・様式第12号	
7	見積内訳書	様式第13号	

(2) 提出先

「20 担当部局(問合せ・書類提出先)」

(3) 提出方法

- ア 持参又は郵送に限る。なお、郵便事故については提出者のリスク負担とする。
- イ 郵便で提出する場合は、引受け及び配達の実事及び日時が記録される方法による。
- ウ 業務提案書等は、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、様式番号順にA4縦長ファイル(フラットファイル等)に綴じること。
- エ 提出書類については、電子ファイル(PDF)を保存した光ディスク(CD-ROM、CD-R、DVD-R等)1枚を提出すること。

(4) 留意事項

- ア 提出期限以降は、書類の内容変更、差替え及び再提出することは認めない。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- イ 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- ウ 見積金額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む金額とすること。
- エ 共同調理場調理業務と単独調理校調理業務のそれぞれで参加する場合は、業務提案書等は個別に作成するものとし、各業務で1者につき1案とする。

13 プレゼンテーション及びヒアリング審査(第2次審査)

書類審査(第1次審査)により選定された事業者について、プレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)により審査を行う。

(1) 日時

令和8年5月25日(月)午後1時00分から

(2) 集合場所(控室)

津島市役所 南別棟2階 入札室

(3) 会場

津島市役所 1階 東会議室

(4) 時間割

- ・入室、準備 10分以内
- ・プレゼンテーション 20分以内(1つの業務のみ参加の場合は15分以内)
- ・ヒアリング 10分以内
- ・退出、委員採点 10分以内

(5) 出席者

1事業者につき3名以内

(6) 留意事項等

- ア プレゼンテーションは、提出された業務提案書の内容のみ可とし、業務提案書に記載していない新たな提案は認めない。
- イ プレゼンテーション時の配付資料は持参不要とし、資料の追加は認めない。
- ウ プロジェクターの使用を希望する場合は、市側で用意するプロジェクター（HDMI 端子）及びスクリーン（縦120mm×横162mm）を使用することとし、パソコン、接続ケーブル等その他の機材については、参加事業者において持参すること。
- エ プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

(7) 評価方法

- ア 別表「津島市学校給食調理業務委託 評価基準」（「1 事業者概要は除く。）に定める評価項目ごとに採点を行い、書類審査（第1次審査）での評価点を加した上で各評価項目の評価点の合計点が最も高い第1順位の者を受託候補者とし、合計点が2番目に高い者を次点候補者とする。ただし、各評価項目の評価点の合計点が配点合計の6割に満たない者は、受託候補者とししない。
- イ 第1順位の合計点が同点となる者が複数の場合は、見積金額が安価な者を上位者とする。
- ウ 審査に関する評価、採点に関する異議は一切受け付けない。
- エ 第1順位の受託候補者が「19 その他（3）失格事項」掲げる事由に該当することとなった場合は、第2順位の候補者を受託候補者とする。

(8) 審査結果の通知

令和8年5月29日（金）午後4時までに審査結果の概要を市公式ホームページに掲載するとともに、審査を行った全ての参加者に文書及び電子メールで通知する。

(9) 審査結果に対する問合せ

受託候補者として選考されなかった参加者は、通知のあった日から7日以内に書面で申し出た場合は、その理由について説明を求めることができるものとする。

14 契約の締結

受託候補者として決定した者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行い、当該交渉が不調に至ったときは、順位付けを行った事業者の上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

なお、契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。

15 業務引継

契約締結後は、速やかに業務引継ぎを行うこと。なお、業務引継ぎ及び準備に係る経費は受託者の負担とする。

16 リスク管理方針

契約締結後の市と受託事業者の主なリスク分担は次のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託事業者
法令等の変更	業務実施、運営等に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	

	消費税及び地方消費税率の変更	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得の遅延等		○
事業の計画変更	事業内容の変更	○	
業務の中止・延期	受託事業者の責に帰すべき事由		○
	市の指示によるもの	○	
不可抗力	大規模災害や暴動等による履行不能	○	
運営費上昇	市による計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故(食中毒)・異物混入	受託事業者の責に帰すべき事由		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様不適合		○
施設・設備の損傷	受託事業者の責に帰すべき事由		○
	上記以外	○	

17 資料の取扱い

本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザル以外の目的で使用することを禁止する。なお、本プロポーザルに係る範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁ずる。

18 情報公開及び提供

市は、業務提案者から提出された業務提案書等について、津島市情報公開条例（平成12年3月31日条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

19 その他

(1) 費用負担

書類作成、提出及びプレゼンテーションに係る一切の経費は、提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を津島市に請求することはできない。

(2) 参加辞退

参加申請後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに参加辞退届（様式第14号）によりその旨を「20 担当部局（問合せ・書類提出先）」へ届け出るものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、受託候補者として選考されている場合は、その選考を取り消すものとする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合、又は候補者決定までの間に参加資格要件を満

たさなくなつた場合

イ 提出書類に虚偽の記載があつた場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があつた場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が予算額（見積限度額）を超過した場合

(4) 著作権

業務提案書等の著作権は、当該業務提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、委託先に選定された者が作成した業務提案書等の書類については、津島市が必要と認める場合には、津島市は、委託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議の申し立て

業務提案者はプロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

20 担当部局（問合せ・書類提出先）

津島市教育委員会 学校教育課 学校給食グループ（津島市神守学校給食共同調理場内）

〒496-0011 津島市莪原町字神守前40番地1

電話番号 0567-26-2620 FAX 0567-24-8980

電子メール：gakkyo@city.tsushima.lg.jp

別表

津島市学校給食調理業務委託 評価基準

(1) 書類審査項目 (第1次審査)

区分	評価項目	評価内容	評価点 配点
1 事業者概要	①経営健全度・安定性	経営健全度、経営状況、経営規模	10
	②業務受託実績	学校給食調理業務受託実績	5
	③食品衛生法による処分 状況	食品衛生法に基づく営業禁止等の処分の有無	15

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査項目 (第2次審査)

区分	評価項目	評価内容	評価点 配点
2 基本方針	学校給食調理業務に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 調理業務遂行の基本方針 教育の一環としての学校給食の目的、意義や役割の理解 食育の必要性の理解と考え方 業務受託者が取り組める食育推進の提案 	10
3 業務実施体制	①人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 実績や資格を伴った責任者、副責任者の配置 施設及び業務量を考慮した十分な業務従事者の人員配置 業務従事者欠員時の補充体制 優れた調理技術や専門知識、経験豊富な人材確保 	35
	②業務従事者の雇用	<ul style="list-style-type: none"> 業務安定化のための長期的な雇用体制や市民の雇用 業務従事者の人員確保及び募集体制 業務量に見合った賃金、働きやすい職場環境整備 	25
	③業務従事者の教育及び 研修	<ul style="list-style-type: none"> 調理業務全般や技術向上等に関する年間研修計画及び内容 コンプライアンス教育やメンタルヘルス対策など調理業務以外の研修計画 	10
4 衛生及び危機 管理	①安全衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生管理に関する基本方針 安全衛生管理マニュアルの整備及び周知 安全衛生管理に関する年間研修計画及び内容 業務従事者の日常の健康管理体制と定期的な衛生検査体制、感染症等予防体制の確立 	20
	②食物アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針 食物アレルギー対応マニュアルの整備と周知 コンタミネーションや誤食などの想定されるリスクと事故防止対応策 	15
	③危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の対応マニュアルの整備及び周知 食中毒や異物混入などの発生時における報告、指示命令体制及び情報共有の確立 災害時(地震、台風等)における対応、業務遂行計画の整備及び周知 	15
5 その他の提案	コスト削減及び社会的取 組等	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水費等の業務コストの削減策 女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進 社会的価値の実現に資する取組み 	15
6 価格評価	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> 見積金額 積算内容の妥当性 	25